

平成 29 年 3 月 29 日

愛知県知事 大村 秀章 殿

愛知県環境審議会

会 長 青 木 清

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づく
廃棄物処理計画の策定について（答申）

平成 28 年 3 月 16 日付け 27 循環第 785 号で知事から諮問のありましたこのことについては、別添のとおり答申します。

「別添」となる「愛知県廃棄物処理計画（平成 29 年度～33 年度）」は 110 ページに及ぶため、概要を添付します。

愛知県廃棄物処理計画（平成 29 年度～33 年度）の概要

1 計画の策定

（1）策定の趣旨

本県では、産業廃棄物の適正処理の確保や廃棄物の減量化、資源化の推進を図るため、昭和 48 年に「第一次愛知県産業廃棄物処理計画」を策定して以来、9 次にわたり計画を策定し、施策を推進してきました。

前計画期間（平成 24～28 年度）においては、循環型社会の形成を目指し、3R の促進を始め、ものづくりの県である本県の産業技術の集積を生かした循環ビジネスの促進などの施策を進めた結果、一般廃棄物、産業廃棄物とも、排出量や最終処分量の削減など一定の成果を上げることができました。

一方、こうした状況の中で、以下のような課題も浮上してきています。

- ① 一般廃棄物の再生利用率が下降するなど、一部の指標で減量化が減速傾向
- ② 食品廃棄物の不正転売事案を受けた再発防止策など、排出事業者による適正処理の徹底及び監視指導體制の見直し・強化
- ③ 「愛知県災害廃棄物処理計画」に基づく、大規模災害の発生に対する処理体制の整備

こうした本県廃棄物行政を巡る今日的な課題を踏まえつつ、循環型社会の形成を目指し、新たな「愛知県廃棄物処理計画」を策定するものです。

（2）計画の位置付け

- ・ 廃棄物処理法第 5 条の 5 に基づき、国の基本方針に則して定める
- ・ 本県の環境政策の指針である「愛知県環境基本計画」を上位計画とする、廃棄物対策の基本となる計画

（3）計画期間

平成 29 年度から 33 年度までの 5 年間

（4）計画の対象

愛知県内の一般廃棄物及び産業廃棄物

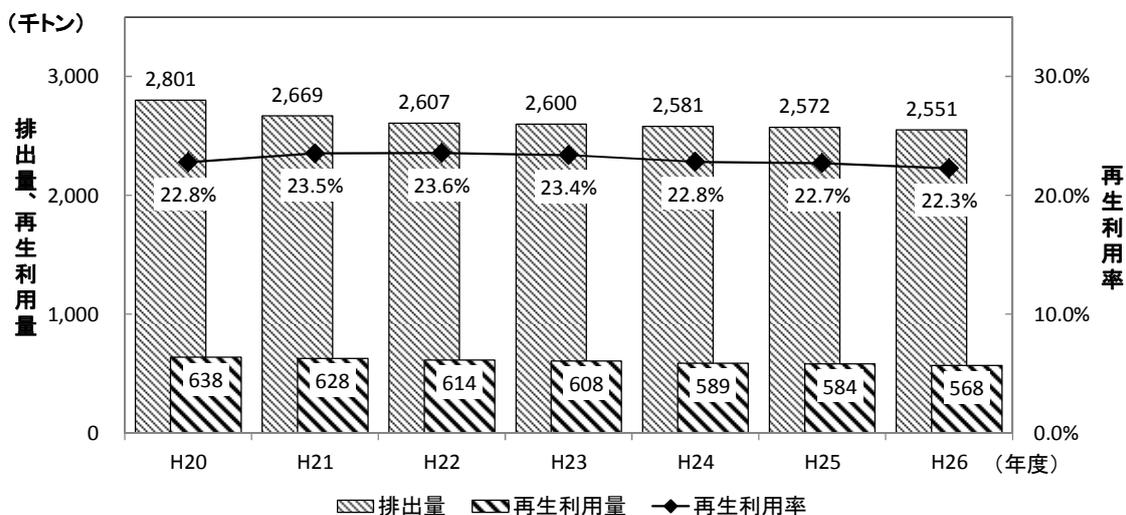
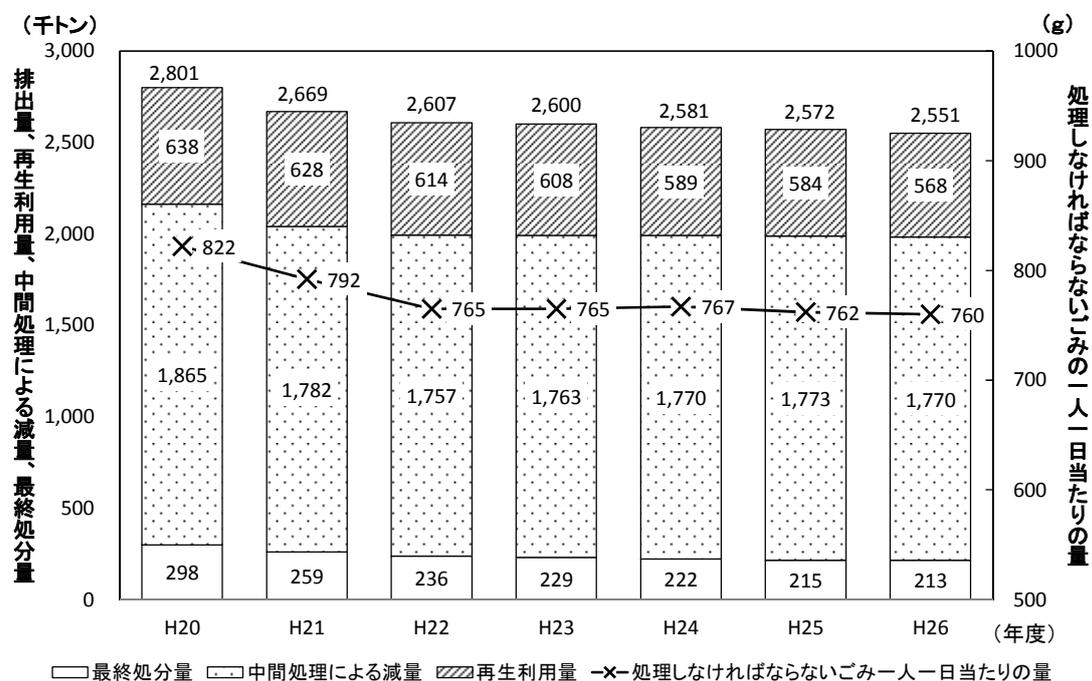
2 廃棄物処理の現況

(1) 一般廃棄物（ごみ）の現況

- ◇平成 26 年度のごみの排出量は 255 万 1 千トン、平成 20 年度に比べて 8.9%減少。
- ◇処理しなければならないごみの一人一日当たり量は 760g、平成 20 年度に比べて 7.5%減少。
- ◇ごみの排出量に対する再生利用量の割合（再生利用率）は 22.3%、平成 20 年度に比べ 0.5 ポイント減少。
- ◇最終処分量は 21 万 3 千トン、平成 20 年度に比べ 28.5%減少。

注1：処理しなければならないごみの一人一日当たりの量とは、ごみの年間排出量から、資源ごみ及び集団回収量を差し引いた量を、一人一日当たりに換算した量の事です。

注2：前計画では、平成 20 年度を基準年度として取りまとめているので、ここでは平成 20 年度を比較の対象としています。

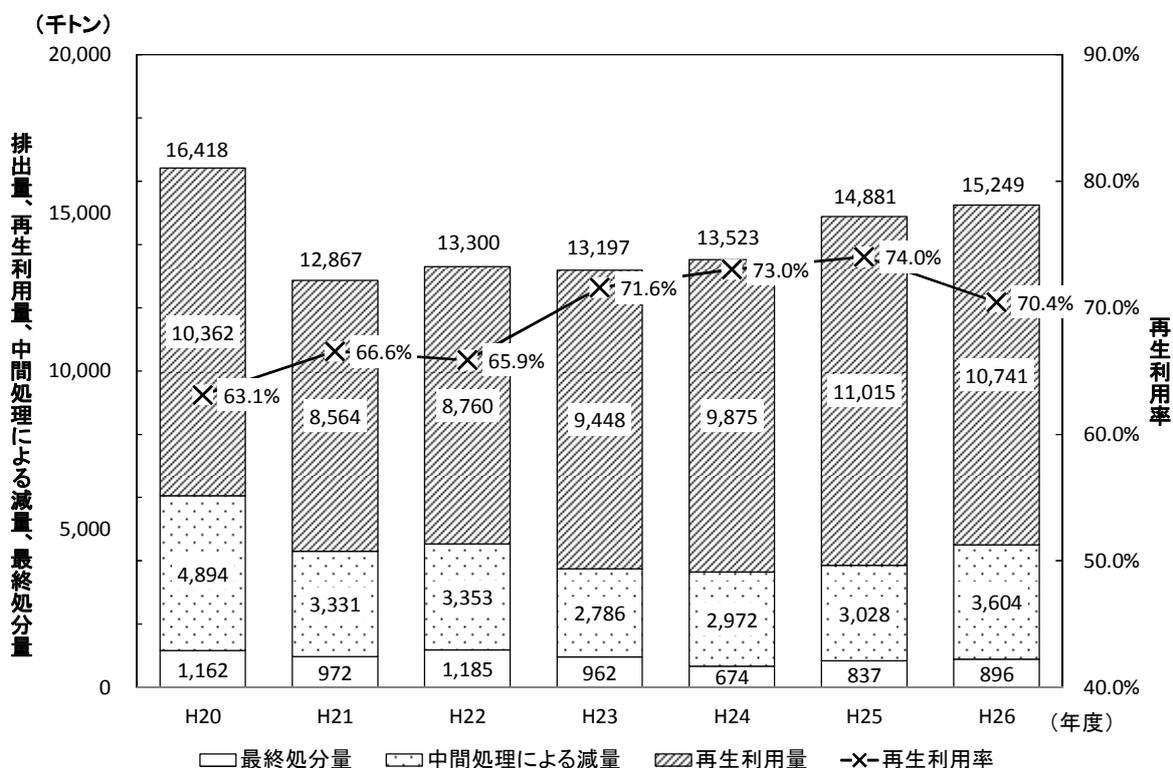


資料：愛知県

(2) 産業廃棄物の現況

- ◇ 平成26年度の産業廃棄物の排出量は1,524万9千トン、平成20年度に比べて7.1%減少。
- ◇ 産業廃棄物の排出量に対する再生利用量の割合（再生利用率）は70.4%、平成20年度に比べて7.3ポイント増加。平成26年度はやや下降したが、近年では70%を超える高い水準で推移。
- ◇ 最終処分量は89万6千トン、平成20年度に比べ22.9%減少。

注：前計画では、平成20年度を基準年度として取りまとめているので、ここでは平成20年度を比較の対象としています。



資料：愛知県

3 前計画の進捗状況と課題

(1) 廃棄物の減量化目標と達成状況

項目		基準年度（平成 20 年度）の実績値	現状（平成 26 年度）の実績値	平成 28 年度 目標値
排出量	一般 廃棄物	280 万 1 千ト	255 万 1 千ト (8.9%減)	254 万 1 千ト (約 9%減)
	産業 廃棄物	1,641 万 8 千ト	1,524 万 9 千ト (7.1%減)	1,545 万 3 千ト (約 6%減)
処理しなければ ならないごみの 一人一日当たりの量		822g	760g (7.5%減)	720g (12.4%減)
排出量に対 する再生利 用量の割合	一般 廃棄物	22.8% $\left[\frac{63 \text{ 万 } 8 \text{ 千ト}}{280 \text{ 万 } 1 \text{ 千ト}} \right]$	22.3% $\left[\frac{56 \text{ 万 } 8 \text{ 千ト}}{255 \text{ 万 } 1 \text{ 千ト}} \right]$	約 26%
	産業 廃棄物	63.1% $\left[\frac{1,036 \text{ 万 } 2 \text{ 千ト}}{1,641 \text{ 万 } 8 \text{ 千ト}} \right]$	70.4% $\left[\frac{1,074 \text{ 万 } 1 \text{ 千ト}}{1,524 \text{ 万 } 9 \text{ 千ト}} \right]$	約 68%
最終処分量	一般 廃棄物	29 万 8 千ト	21 万 3 千ト (28.5%減)	23 万ト (約 23%減)
	産業 廃棄物	116 万 2 千ト	89 万 6 千ト (22.9%減)	95 万 4 千ト (約 18%減)

◇ 排出量

一般廃棄物の排出量は、経年的に減少傾向であり、概ね目標を達成しています。
産業廃棄物の排出量について、目標を達成しています。

◇ 処理しなければならないごみの一人一日当たりの量

処理しなければならないごみの一人一日当たりの量は、基準年度に比べ減少しているものの、近年は横ばい傾向であり、目標達成は困難と見込まれます。

◇ 排出量に対する再生利用率の割合（再生利用率）

一般廃棄物の再生利用率は、基準年度に比べ下降しているとともに、近年は下降傾向であり、目標達成は困難と見込まれます。

産業廃棄物の再生利用率は、70%を超える高い水準で推移しており、目標を達成しています。

◇ 最終処分量

一般廃棄物の最終処分量は、目標を達成しています。

産業廃棄物の最終処分量は、目標を達成しています。

(2) 取組の成果と課題

施策1 3Rの促進
【主な取組の実績・効果】 <ul style="list-style-type: none">・マイバック持参・レジ袋辞退の取組割合の増加（県政世論調査） 81.5%（H22） ⇒ 83.8%（H28）・使用済み小型家電リサイクルの取組を実施している市町村数：全 54 市町村
【課題】 <ul style="list-style-type: none">・県民等に、廃棄物の減量化や資源化を意識してもらうことが重要であるため、今後も継続的に啓発活動を行うことが必要。・食品廃棄物の不正転売事件を一つの契機として、食品ロス問題が顕在化しており、食品ロス削減に向けた取組の強化。
施策2 循環ビジネスの促進
【主な取組の実績・効果】 <ul style="list-style-type: none">・愛知環境賞表彰件数：57 件（応募件数 180 件）（H24～H27）・あいち環境塾による人材育成 あいち環境塾修了生：76 人（H24～H27）
【課題】 <ul style="list-style-type: none">・未利用資源・エネルギーの活用といった低炭素社会や自然共生社会づくりにも資する資源循環の取組を進め、地域特性に応じた地域循環圏を構築することが必要。
施策3 適正処理と監視指導の徹底
【主な取組の実績・効果】 <ul style="list-style-type: none">・電子マニフェスト普及率：22.1%（H21） ⇒ 39.2%（H26）・優良産業廃棄物処理業者（特別管理産業廃棄物を含む。） 処分業許可業者認定件数：8 件（H23.9） ⇒ 53 件（H27）・苦情件数の減少：194 件（H22） ⇒ 144 件（H27）
【課題】 <ul style="list-style-type: none">・全体的には改善傾向が見られるものの、未だ撲滅には至っていない。食品廃棄物の不適正処理問題が発生し、安全で安心できる廃棄物処理を確保するため、不適正処理の未然防止や早期是正、再発防止のための対応を図ることが必要。
施策4 廃棄物処理施設の整備の促進
【主な取組の実績・効果】 <ul style="list-style-type: none">・ごみ焼却処理広域化計画の推進 県内 13 ブロックのうち3ブロックで広域ごみ焼却施設が完成、6ブロックで計画策定。
【課題】 <ul style="list-style-type: none">・市町村等が設置する廃棄物処理施設については、計画的かつ効率的な施設整備の支援・最終処分場の安定的な確保

施策5 地球温暖化対策への配慮

【主な取組の実績・効果】

- ・熱回収可能な施設で焼却処理された一般廃棄物の割合
約 95% (H26) 全国平均：約 79% (H24)
- ・発電設備の設置された施設で焼却処理された一般廃棄物量の割合
約 80% (H26) 全国平均：約 66% (H24)

【課題】

- ・既に現れている温暖化の影響に適応できる備え。
- ・低炭素社会や自然共生社会との統合及びエネルギー源としての廃棄物の有効利用等の取組。

施策6 施策推進に向けた横断的な取組

【主な取組の実績・効果】

- ・産業廃棄物税の活用
3Rの促進（約 17.5 億円）
適正処理の推進（約 8.2 億円）
最終処分場の設置促進（約 16.5 億円）
- ・資源循環情報システム アクセス件数 約 3,000 件/月

【課題】

- ・産業廃棄物税制度の目的・効果等について一層の周知。
- ・県民や事業者による自主的な取組を促す環境学習の場等の提供。

4 本計画における新たな目標

■ 廃棄物処理の目標

廃棄物処理の現状や課題を踏まえ、本計画期間の減量化の目標は、次のとおりです（目標年度は平成 33 年度）。

	一般廃棄物	産業廃棄物
排出量	平成 26 年度に対し、 約 6%削減する。	平成 26 年度に対し 増加を約 3%に抑制する。
再生利用率	平成 26 年度の約 22%から 約 23%に増加させる。	平成 26 年度の約 70%から 約 74%に増加させる。
最終処分量	平成 26 年度に対し、 約 7%削減する。	平成 26 年度に対し、 約 7%削減する。
その他	一人一日当たりの家庭系ごみ 排出量を 500 グラムとする。	—

注：一人一日当たりの家庭系ごみ排出量：一般廃棄物の一年間の総排出量から、事業系ごみ及び集団回収量、生活系資源ごみを差し引いて、一人一日当たりに換算したものです。

【一般廃棄物】

項目	平成 26 年度 実績値	平成 33 年度 目標値	備考
【新目標】 一人一日当たりの 家庭系ごみ排出量	535g	500g (約 7%減)	県民一人ひとりのごみの減量の意識を高め、エコアクションの実践を促すため、新たに「一人一日当たりの家庭系ごみ排出量」を目標として設定し、国の目標値と同じ 500 グラムを目標値としました。
排出量	255万 1 千ト	240 万 4 千ト (約 6%減)	いずれの目標も「一人一日当たりの家庭系ごみ排出量 500g」が達成できるよう、過去の実績に即した将来推計値を上回る目標を採用しました。
再生利用率	22.3%	約 23% (約 1 ポイント増)	
最終処分量	21 万 3 千ト	19 万 8 千ト (約 7%減)	

注：一人一日当たりの家庭系ごみ排出量は、一般廃棄物の一年間の総排出量から、事業系ごみ及び集団回収量、生活系資源ごみを差し引いて、一人一日当たりに換算したものです。

新目標である一人一日当たりの家庭系ごみ排出量は、これまでの実績（H26：535g）や将来予測の結果（H33：540g）からも容易に達成できる目標ではないと考えられますが、以下の観点から目標として採用することとしました。

- ・500g という目標値は、切りが良く県民の方にも覚えてもらいやすい。
- ・将来予測との乖離は 40g 程度であるため、市町村と協力して県民一人ひとりの日々の暮らしの中で小さな工夫や改善を働きかけることで達成を目指すことが適当である。

※ 40g は、世帯食の一人一日当たりの食品ロス量（平成 26 年度 食品ロス統計調査（世帯調査）農林水産省）に相当します。

※ 40g の目安としては、新聞見開き 2 枚、大きめのイチゴ 1 個分に相当します。

【産業廃棄物】

項目	平成 26 年度 実績値	平成 33 年度 目標値	備考
排出量	1,524 万 9 千ト	1,570 万 5 千ト (増加を約 3% に抑制)	排出量については、過去の実績に即した将来推計を、国の基本方針の目標と比較し、国と同等程度の目標を採用しました。
再生利用率	70.4%	約 74% (約 4 ポイント増)	再生利用率については、排出量が増加する中で最終処分量を抑えるためにも過去の実績値の最大値を基本に目標を採用しました。
最終処分量	89 万 6 千ト	82 万 9 千ト (約 7%減)	最終処分量については、排出量と再生利用率の目標設定に基づき、国の目標を上回る目標を採用しました。

5 施策の展開

廃棄物に関する課題への対応や4で掲げた数値目標の達成に向け、次のような施策を推進していきます。

施策1 3Rの促進

循環型社会の実現に向けて、県民、事業者、行政、みんなで3Rに取り組みます

- ・分別収集や集団回収などの適正な資源循環の取組の促進
- ・3Rの促進や適正処理等に関する知識の普及と意識の醸成を図る県民の環境学習の促進
- ・各種リサイクル法に基づく取組促進
- ・食品ロス削減の取組として「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」を通じて、広く県民に啓発
- ・産業廃棄物税の活用により、3Rの促進や適正処理等に関する施策の推進

施策2 適正処理と監視指導の徹底

監視体制を強化し、不適正処理の未然防止に取り組みます

- ・排出事業者及び処理業者に対する適正処理と減量化の指導徹底
- ・優良産業廃棄物処理業者の育成
- ・食品廃棄物の不正転売事件を受けた再発防止策の実施
(排出事業者向けリーフレットの作成、立入検査マニュアルの作成、立入検査体制の強化、マニフェスト制度の見直しなど国への働きかけ など)

施策3 廃棄物処理施設の整備の促進

地域環境に配慮した適正な廃棄物処理施設づくりを目指します

- ・ごみ焼却処理広域化の推進
- ・地域環境に配慮した産業廃棄物処理施設の整備促進
- ・市町村等が実施する広域的な最終処分場整備への支援・協力

施策4 非常災害時における処理体制の構築

非常災害時における廃棄物を迅速かつ適正に処理します

- ・「愛知県災害廃棄物処理計画」の推進
- ・県内市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制の整備
- ・市町村災害廃棄物処理計画の策定に係る研修の実施や情報提供等の技術的支援
- ・災害廃棄物対策を担う人材の育成、訓練の実施

施策5 地域循環圏づくりの推進

あいちの産業、文化、人材など地域資源を生かし、地域循環圏づくりを進めます

- ・地域循環圏づくりの構築を目指す「あいち地域循環圏形成プラン」の推進
- ・先導的・効果的な循環ビジネスの事業化の検討やリサイクル施設等の整備に対する補助
- ・循環型社会の形成を担う人材の育成や情報環境の整備
- ・多様な主体の連携によるネットワークの形成促進

6 廃棄物処理計画の推進

本計画を円滑に推進していくためには、県民、事業者、行政等の関係者が、適切な役割分担のもと、積極的な取組を実施することが重要です。このため、県としては、それぞれの関係主体に、自らの責務・役割を認識してもらい、相互の連携体制の強化に資する取組に努めます。

また、計画の実施による効果を分析するため、廃棄物の排出量等の実態を把握し、計画の着実な推進に努めます。

【計画の進行管理】

- ◇ 一般廃棄物については、市町村等に対する一般廃棄物処理事業実態調査などにより、また、産業廃棄物については、産業廃棄物処理実績報告などにより、排出量、最終処分量等を毎年度推計し、目標の達成状況を把握します。
- ◇ 目標の達成状況については、県の環境白書やホームページにより公表します。
- ◇ 愛知県環境審議会廃棄物部会において、廃棄物の処理状況や施策の効果分析に関連した、評価指標の検証などを通じて、点検を行います。
- ◇ 点検結果や社会情勢その他廃棄物に係る環境の変化に合わせ、必要に応じて施策の見直し等を行います。